

地域	パキスタン・イスラム共和国
日付	2022年7月18日
法律事務所	Kabraji & Talibuddin
役職名、氏名	Alizeh Bashir パートナー
連絡先	alizeh.bashir@kandtlaw.com

質問事項

I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在または近い将来の予定として民間分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

パキスタンでは、1973年パキスタン憲法第14条1項により、「人間の尊厳と、法律に従い、家庭のプライバシーは不可侵である」と、プライバシーに対する人権が謳われています。

しかしながら、パキスタンには個人データの保護を規定する独立した法律はなく、2016年電子犯罪防止法(以下「PECA」といいます。)に類似した規定が含まれています。もっとも、近時パキスタン連邦内閣で承認され、今後数カ月以内にパキスタン上院及び国民議会に提出される予定の「2020年個人データ保護法案」(以下「法案」といいます。)の導入により、近い将来、法律が制定されることが期待されます。

- ii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

2017年情報アクセス権法(以下「RoAI法」といいます。)は、憲法第19条Aにより保障される情報アクセスの基本的権利を実現するために公布され、すべての国民は公的機関が保有する情報にアクセスできるものとされました。その後、これに関する州法も制定されましたが、その内容はRoAI法2017と実質的に同じです。

RoAI法は、特に、政策、財産の取得を伴う取引、ライセンスの付与、公的機関が行う特権、最終命令又は決定、その他の形式の記録が公衆に公開されることを保証するものです。しかしながら、同法は、公衆が許可される当該アクセスの範囲を制限し、特に、個人のプライバシーに関連する記録又は公的機関に提供された私文書(当該文書に含まれる情報を第三者に開示しないという明示又は黙示の条件付きのもの)は、公衆に公開されないと定めています。

- iii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として個別の(特定の)分野に適用のある個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要をご教示ください。)

銀行分野: 2007年支払システム及び電子資金移転に関する法律

この法律は、金融機関が保有する顧客情報の秘密保持について規定しており、金融機関又は権限を有するその他の当事者は、法律で義務付けられている場合を除き、顧客の電子資金移転、事務又は口座に関するいかなる情報も漏洩してはなりません。ただし、金融機関にとって業界における慣例又は慣習に従い当該情報を開示することが必要又は適切な場合、又は、顧客が同意した場合は、この限りではありません。この法律の規定に違反した場合又は遵守しない場合は、懲役若しくは罰金又はその両方が科せられます。

Iの(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合はIVに進みます。

II. 個人情報保護に関する規制の基本情報

- i. Iで言及いただいた個人情報保護に関する法律について以下の空欄を埋めて下さい。

名称: *2016年電子犯罪防止法*

① 「個人情報」の定義	個人情報の具体的な定義はありませんが、「識別情報」は「個人又は情報システムを認証又は識別し、あらゆるデータ又は情報システムへのアクセスを可能にする情報」と定義されています。
② 法の適用範囲	情報システムに関する不正行為及び関連する法令違反の防止並びにそれらの捜査、起訴及び裁判のためのメカニズム並びにそれに関する国際協力
③ 地理的範囲	パキスタン。ただし、個人データをパキスタン国外にあるシステム又はパキスタンにある政府の直接の管理下でないシステムに移転する必要がある場合は、データが移転される国がPECAにおいて定められている保護と少なくとも同等の個人データの保護を供していることが確保されていなければならない。移転されたデータはPECAに従い、該当する場合はデータ主体の同意に基づき、処理されなければなりません。
④ URL	https://na.gov.pk/uploads/documents/1472635250_246.pdf
⑤ 施行日	2016年8月19日

名称: *2020年個人データ保護法案*

① 「個人情報」の定義	「個人データ」とは、データ主体と直接的又は間接的に関連し、当該情報又はデータ管理者が保有する当該情報及びその他の情報から識別され又は識別可能なあらゆる
-------------	---

	<p>る情報をいい、あらゆる機微個人データを含みます。ただし、匿名化、暗号化又は仮名化され、個人を識別することができないデータは個人データではありません。</p> <p>「機微個人データ」とは、アクセス制御に関するデータ(ユーザー名及び/又はパスワード)、銀行口座、クレジットカード、デビットカード、その他の支払手段などの金融情報、パスポート、生体データ、身体的、心理的、精神的健康状態、医療記録、個人の民族性、宗教的信念に関する詳細、又は本法及びそれに基づく規則の目的のためのその他の情報に関するデータを意味し、これらを含むものとします。</p>
② 法の適用範囲	「自然人の権利、自由及び尊厳を尊重し、プライバシー、秘密保持及び個人識別に関する権利に特別な注意を払いながら、データの処理、取得、保有、利用及び開示を行うこと、及びこれらに関連及び付随する事項のため。」
③ 地理的範囲	パキスタン
④ URL	https://moitt.gov.pk/SiteImage/Downloads/Personal%20Data%20Protection%20Bill%202020%20Updated.pdf
⑥ 施行日	法案は、その公布の日から 1 年後、又は公布の日から 2 年を超えない範囲で連邦政府が定める日から施行されます。

名称: 2017 年情報アクセス権法

① 「個人情報」の定義	定義されていない。
② 法の適用範囲	<p>(i) 「パキスタン・イスラム共和国の国民が公的機関が保有する記録へのアクセスを改善し、以下の目的を促進すること: 政府が国民に対してより説明責任を果たすこと、公務への国民の参加を改善すること、政府における汚職や非効率を減らすこと、健全な経済成長を促進すること、望ましい統治及び人権の尊重を促すこと」及び</p> <p>(ii) 「パキスタン・イスラム共和国憲法第 19 条及び国際法で保証された情報へのアクセスという基本的権利を実現する法律を制定すること。これにより、すべての人が、それに関連又は付随する事項に関して法律が課す合理的制限の下に、公的機関が保有するすべての情報にアクセスする権利を有する。」</p>
③ 地理的範囲	パキスタンの「連邦政府のすべての公的機関」
④ URL	https://na.gov.pk/uploads/documents/1510039254_320.pdf
⑦ 施行日	2017 年 10 月 13 日

名称: 2007年支払システム及び電子資金移動に関する法律

① 「個人情報」の定義	定義されていない。
② 法の適用範囲	「パキスタンにおける支払システムと電子資金移転を監督及び規制すること、消費者保護のための基準を規定すること、金融機関その他サービスプロバイダ、その消費者及び参加者のそれぞれの権利と責任を決定すること」
③ 地理的範囲	パキスタン
④ URL	https://pakistancode.gov.pk/new/UY2FqaJw1-apaUY2Fqa-apaUY2FsaZY%3D-sg-jjjjjjjjjjjj
⑧ 施行日	2007年7月1日

ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。

III. OECD プライバシー原則

i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を具体化した法の条文があればご教示下さい。

<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesontheProtectionofprivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm>

(a) 収集制限の原則

この原則は、個人データの収集には制限を設け、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、及び必要に応じてデータ主体に通知し、又は同意を得た上で収集すべきであることを意味します。

この原則は明確に定められていませんが、PECA は、不正な意図を持って情報システム又はデータへの不正アクセスを行う者は、懲役又は罰金に処すと定めています。この原則の文言は、法案においてより包括的に対応されており、データは必要かつ法案の規定に従い収集、処理、開示されると明確に規定されています。個人データは、特定された、明確かつ正当な目的のために収集され、データが処理される目的との関連で必要なものに適切、関連かつ限定されなければなりません。さらに、法案は、個人データは、データ主体が同意した場合にのみ処理することができ、データ主体の同意は個人データが処理される個別の事例ごとに取得されなければならないと規定しています。

(b) データ内容の原則

この原則は、個人データは、利用目的の範囲内において利用し、かつ利用目的の達成に必要な範囲内で正確、完全及び最新の内容に保つべきであることを意味し

ます。

この原則は PECA には含まれていませんが、法案(未成立)は、個人データは、合法的な目的のために処理され、その目的に必要な又は直接関連しており、個人データがその目的に関連して適切であるが過剰でない場合に限り、処理することができるとしています。データ管理者は、必要な個人データが正確で、完全で、誤解を招かず、最新に保たれていることを確保するために適切な措置を講じる必要があり、上記要件が遵守されない場合、責任を負います。

(c) 目的明確化の原則

この原則は、個人データの収集目的は、データが収集された時点よりも前に特定し、当該利用目的の達成に必要な範囲内における事後的な利用又はその他の目的での利用は、その利用目的に矛盾しない方法で行い、利用目的を変更するにあたっては毎回その利用目的を特定すべきであることを意味します。

この原則は PECA には含まれていませんが、法案は、データ管理者はデータ主体に対して、(その性質を特定された)個人データの収集、当該収集に関する法的根拠、個人データの処理期間及びその後の保持期間、並びに個人データが収集、処理される(または将来収集、処理される)目的について、書面で通知しなければならないと定めています。また、法案は、データ主体がデータ管理者から初めて個人データの提供を求められたとき、データ管理者が初めてデータ主体の個人データを収集したとき、その他、データ管理者が i.個人データの収集目的以外の目的のために個人データを利用する前、又は ii.個人データを第三者に開示する前に、合理的に可能な限り速やかに通知しなければならないことを明記しています。

(d) 利用制限の原則

この原則は、個人データは、以下の場合を除き、(c)目的明確化の原則により特定された目的以外の目的のために開示すること、利用可能な状態に置くこと又はその他の方法で利用すべきではないことを意味します。

- i) データ主体の同意がある場合
- ii) 法令に基づく場合

この原則は PECA には含まれていませんが、法案(未成立)は、データ主体の同意なしに、(i)個人データの収集時に個人データが開示される予定であった目的または(ii)上記の目的に直接関連する目的以外の目的で個人データを開示してはならず、また(iii)法案において特定される「クラス」に属する第三者以外の者に対して個人データを開示してはならないことを定めています。

(e) 安全保護の原則

この原則は、個人データは、その滅失若しくは不正アクセス、毀損、不正利用、改ざん又は漏えい等のリスクに対し、合理的な安全保護措置を講ずるべきであることを意味します。

この原則は PECA には含まれていませんが、法案は、個人データをいかなる損失、誤用、修正、不正若しくは偶発的なアクセス、開示、変更、又は破壊からも保護し続けることを明示的に要求しています。

(f) 公開の原則

この原則は、個人データの活用、取扱い、及びその方針については、公開された一般的な方針に基づくべきであり、その方法は、個人データの存在及び性質に応じて、その主要な利用目的とともにデータ管理者の識別及び通常の所在地を認識できる方法によって示すべきであることを意味します。

この原則は PECA には含まれていませんが、法案は、個人データ保護国家委員会 (National Commission for Personal Data Protection、以下「NCPDP」といいます。) の機能として、特に、個人データの保護に影響を与える可能性のある技術開発及び商習慣を監視し、個人データの保護分野における革新のための措置を推進し、研究を行うことを規定しています。また、NCPDP は、透明性と説明責任を確保するために、特にプライバシー、データ保護影響評価、記録保持を含む措置に従って、内部管理のための方針、手続及び規則を策定、承認及び実施する権限を有し、監視及び実施のためのコンプライアンスの枠組みを策定する権限を有しています。

(g) 個人参加の原則

この原則は、個人が次の権利を有することを意味します。

- i) データ管理者が自己に関するデータを保有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること。
- ii) 自己に関するデータを保有している者に対し、当該データを、合理的な期間内に、必要がある場合は、過度にならない費用で、合理的な方法で、かつ、本人が認識しやすい方法で自己に知らしめられること。
- iii) 上記 i) 及び ii) の要求が拒否された場合には、その理由が説明されること及びそのような拒否に対して異議を申し立てることができること。
- iv) 自己に関するデータに対して異議を申し立てること及びその異議が認められた場合には、そのデータを消去、訂正、完全化、改めさせること。

この原則は PECA には含まれていませんが、法案の下では、データ主体は、自己の個人データがデータ管理者によって処理されているか否かを知らされる権利が

あり、処理されている自己の個人データについて、(所定の手数料を支払った上で) 分かりやすい形式の写しの公布を書面で要求することができます。当該要求に応じることができない場合、データ管理者は、データ主体に対して当該理由を通知するか、又は可能な範囲でこれに応じることが要求されます。また、法案は、データ管理者がデータへのアクセス要求について対応を拒否できる場合について定めています。例えば、とりわけ、データ管理者が、個人データを要求しているデータ主体が真に本人であることを確信できない場合、データ管理者が当該要求に応じるために役立つ重要な詳細が当該要求に欠けている場合、当該要求が他のデータ主体のプライバシーを侵害する可能性がある場合などがこれにあたります。さらに、データ主体は、書面によるデータ訂正要求により自己の個人データを訂正する権利及び自己のデータを消去する権利を有し、データ管理者は 14 日以内にかかるデータを消去する義務を負います。

(h) 責任の原則

この原則は、データ管理者が、上記の諸原則を実施するための措置を遵守する責任を有することを意味します。

この原則は PECA には含まれていませんが、法案(未成立)では、NCPDP はデータ主体の利益保護及び個人データ保護の執行、個人データの誤用の防止、データ保護意識の促進、並びに、法案に基づく苦情の対応に責任を負うとされています。

ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要をご教示下さい。

(a) 収集制限の原則

該当なし

(b) データ内容の原則

該当なし

(c) 目的明確化の原則

該当なし

(d) 利用制限の原則

該当なし

(e) 安全保護措置の原則

該当なし

(f) 公開の原則

該当なし

(g) 個人参加の原則

該当なし

(h) 責任の原則

該当なし

IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的ガバメントアクセス(例: 捜査目的で当局が個人データにアクセスする際の制限)やデータローカライゼーション(例: サーバやデータの国内設置及び保管を義務付ける規制)のような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

ガバメントアクセス

1. Qanun-e-Shahadat Order 1984(以下「命令」といいます。)

パキスタンでは、特定の個人データが公文書とみなされ、データ主体の権利に影響を与える可能性があります。政府がそのような個人データにアクセスできる以外に、市民は、例えば司法手続の場合など、一定の状況下で他人の個人データにアクセスすることができます。命令はパキスタンの証拠法で、裁判所が裁判手続において当事者の証拠を記録する際の規則と実務を規定し、文書証拠に関するものを含め、どのような形式の証拠が許容されるかを規定するものです。命令は、「私的データ」とみなされるものを公開することを認めており、そのため文書を公文書と私文書という2つのカテゴリーに分類しています。「公文書」という用語は明確に定義されていませんが、命令は後述の種類の文書を「公文書」とであると宣言しています。したがって、これらの文書は公的に利用可能であり、政府や一般市民がその文書にアクセスしたり、コピーを入手したりすることができます。公文書には、パキスタンに保管されている私文書に関する公文書、司法手続の記録の一部をなす文書、法令に基づいて公務員が維持する必要がある文書、およびその執行に議論の余地がない登録文書が含まれます。

政府機関の記録に関するものなど、命令の下で「公文書」とみなされる他の特定のカテゴリーの文書は上記に含まれていません。しかしながら、命令の下で「公文書」のカテゴリーに該当しない他のすべての文書は「私文書」とみなされることに留意する必要があります。

命令はまた、データ主体とその弁護士との間で発生する可能性のある業務上の通信に関して、データ主体の特権的および／または私的なデータおよび情報の流通に対する保護措置を規定しています。命令は、弁護士としての職務の過程でおよびその目的のために弁護士に対して行われた通信は開示してはならないと規定しています。これは、弁護士の雇用期間中に弁護士と共有した文書の内容および状態を含み、雇用が終了した後も継続的な義務となります。

2. 2020年個人データ保護法案(法案)

法案(未成立)は、データ主体の個人データや機密データを完全に保護することを規定しています。しかし、法案は、データ管理者が負う法的義務の遵守のため、または管轄裁判所の命令に従った司法行政のために必要な場合、データ管理者がデータ主体の個人データを処理できる状況を許容しています。前述のとおり、データ管理者は、いかなる理由で流通されるいかなるデータに関しても、データ対象者に通知する義務を負っています。

3. 2001年所得税条例(以下「ITO 2001」といいます。)

ITO 2001は、パキスタンにおける所得税に関連するすべての事項に関する連邦法です。「公務員」(定義されていません)は、一般的に、パキスタンへの奉仕のために雇用される者を意味し、当該者に政府の主権的機能の一部を与えられ、当該権能は国民の利益のために行使されると考えられてきました。ITO2001の下で行われた公務員の陳述、申告、会計、手続の記録に関するプライバシーは、同法第216条により保護されており、これらの情報は機密とされ、公務員はこれらの詳細を開示することはできません。

開示に関する保護は、1999年国家説明責任条例¹、個人情報公共の利益のために必要に応じて流通されなければならないと定める命令もしくは1974年連邦捜査局法²またはRoAI法(I, ii参照)に含まれるいかなる内容にもかかわらず存在します。ただし、公務員の個人情報の開示は、公務員の行為および事象に関する調査の目的で連邦政府の機関もしくは州政府の機関によって、または、公務員の訴追に関連して裁判所によって要求される場合があります。

2021年、パキスタン最高裁判所判事であるカジ・ファエス・イサ判事(以下「申立人」といいます。)は、パキスタン大統領に対し訴訟を提起し、申立人がその配偶者および子供たちが外国で購入した不動産について所得税申告から除外したとの主張を争いました。申立人の主張の一つに、以下を理由とする申立人およびその家族のプライバシー権侵害がありました。

¹ 国家説明責任局(以下「NAB」といいます。)は、パキスタン政府の連邦行政機関であり、汚職防止に取り組み、国民の意識を高め、汚職防止策を実施する権限を有しています。NAB 条例に基づき、NAB 議長または NAB 議長から正式に権限を与えられた NAB の役員は、NAB 条例に基づく犯罪の調査または捜査の過程でデータ(個人的な性質のものを含む)を押収する権限を有しています。

² 連邦捜査局(以下「FIA」といいます。)は、パキスタン内務省の管轄下にある国境管理、犯罪捜査、防諜、治安維持機関であり、テロ、スパイ、連邦犯罪、密輸、侵害その他の特定犯罪に対する捜査権を有しています。1974年 FIA 法の下で、FIA のメンバーは人を逮捕し、財産を差し押さえる権限を有しています。メンバーの権限は、1898年刑事訴訟法または施行中のその他の法律に基づく犯罪の捜査に関して州警察の職員が持つ義務、特権および責任に拡大されています。

すなわち、連邦歳入庁(FBR)が入手することができる申立人とその家族に関する情報(すなわち所得税申告書)及び国家データベースおよび登録局(NADRA)が入手することができる個人識別情報は自由にアクセス可能であったところ、資産回収ユニット(ARU)及びメディアが、機密保持に関する法定規定および当該情報の共有禁止規定にそれぞれ違反して、かかる税務及び NADRA に関する個人の記録を入手・共有したことがプライバシー権侵害であると主張しました。

最高裁は、監視および違法証拠収集の問題を、特にパキスタン憲法 14 条 1 項に照らして検討し、14 条 1 項の下での保障は家庭のプライバシーに対するもので、申立人やその家族の税金や財産記録には及ばないことを明らかにしました。

V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

PECA の下、以下の機関がデータ保護機関として設立されています。

名称: *Pakistan Telecommunication Authority*

住所: *PTA Headquarters, Sector F- 5/1, Islamabad, Pakistan. 44000*

電話番号: *Enforcement, Law & Regulation, Commercial Affairs, Cyber Vigilance, Consumer Protection Division* などの部門のさまざまな電話番号があり、いずれも以下のウェブサイトで公開されています。

ウェブサイト: <https://www.pta.gov.pk/en/contact-us>

その他の情報(あれば):

法案の下、以下の機関がデータ保護機関として設立される予定です。

名称: *Personal Data Protection Authority (PDPA)*

住所: 該当なし

電話番号: 該当なし

ウェブサイト: 該当なし

その他の情報(あれば):